第一種大規模小売店舗立地法特例区域及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域について

中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第９２号）第３６条第１項及び第５５条第１項の規定により、青森市に係る第一種及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域を平成２０年７月７日付けで定めましたので、お知らせします。

なお、当該特例区域を定めるにあたって、同法第３６条第９項及び第５５条第４項で準用する同条同項の規定に基づき、当該特例区域の案に対する住民等の意見を求めましたが、意見はありませんでした。

１．第一種大規模小売店舗立地法特例区域の内容

（１）青森市新町一丁目二の一五、二の一六、二の三九、二の四〇、二の四一、二の四二、二の四三、二の四四、二の四六、二の四七、二の四八、二の四九、一〇三の一、一〇三の二、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二の一、一一二の二

（２）青森市新町一丁目六の一、六の二、六の三、六の四、六の五、六の六、六の七、六の八、六の九、六の一〇、六の一一、六の一二、六の一三、六の一四、六の一五、六の一六、六の一七、六の一八、六の一九、六の二〇、六の二一、六の二二、六の二三、六の二四、六の二五、六の二六、六の二七、六の二八、六の二九、六の三〇、六の三一、六の三二、六の三三、六の三四、六の三五、六の三六、六の三七、六の三八、六の三九、六の四〇、六の四一、六の四二、六の四三、六の四四、六の四五、六の四六、六の四七、六の五〇、六の五一、六の五二、六の六二、六の六五、六の六六、六の六七、六の六八、六の六九、六の七〇、六の七一、六の七二、六の七三、六の七四、六の七五、六の七六、六の七七、六の七八、六の七九、六の八〇、六の八一、六の八二、六の八三、六の八四、六の八五、六の八六、六の八七、六の八八、六の八九、六の九〇、六の九一、六の九二、六の九三、六の九四、六の九五、六の九六、六の九七、六の九八、六の九九、六の一〇〇、六の一〇一、六の一〇二、六の一〇三、六の一〇四、六の一〇六、六の一〇七、六の一〇八、六の一〇九、六の一一〇、六の一一二、六の一一三、六の一一八、六の一一九、六の一二〇、六の一二一、六の一二二、六の一二三、六の一二四、六の一二五、七の一、七の二、七の三、一〇二の五（一部）

（３）青森市新町一丁目一三の一、一三の二、一三の三、一三の四、一三の五、一三の六、一三の七、一三の八、一三の九、一三の一〇、一三の一一、一三の一二、一三の一三、一三の一四、一三の一五、一三の一六、一四の一、一四の二、一四の三、一四の四、一四の五、一四の六、一四の七、一四の八、一四の九、一四の一〇、一四の一一、一四の一二、一四の一三、一四の一四、一四の一五、一四の一六、一四の一七、一四の一八、一四の一九、一四の二〇、一四の二一、一五の一、一五の二、一五の三、一五の四、一〇二の七（一部）、一〇二の一〇、一〇二の一一

（４）青森市新町二丁目八の二二、八の二三、八の二四、八の二五、八の二六

（５）青森市柳川一丁目四二の八（一部）

２．第二種大規模小売店舗立地法特例区域の内容

（１）青森市新町二丁目六の一、六の二、六の三、六の四、六の五、六の六、六の七、六の八、六の九、六の一〇、六の一一、六の一二、六の一三、六の一四、六の一五、六の一六、六の一七、六の一八、六の一九、六の二〇、六の二一、六の二二、六の二三、六の二四、六の二五、六の二六、六の二七、六の二八、六の二九、六の三一、六の三二、六の三三、六の三四、六の三五、六の三六、六の三七、六の三八

（２）青森市古川一丁目一一の一、一一の二、一一の三、一一の四、一一の五、一一の六、一一の七、一一の八、一一の九、一一の一〇、一一の一一、一一の一二、一一の一三、一一の一四、一一の一五、一一の一六、一一の一七、一一の一八、一一の一九、一一の二〇、一一の二一、一二の一、一二の二、一二の三、一二の四、一二の五、一二の六、一二の七、一二の八、一二の九、一二の一〇、一二の一一、一二の一二、一二の一三、一二の一四、一二の一五、一二の一六、一二の一七、一二の一八、青森市古川二丁目一〇二の二（一部）